■石山市民体育館

● 現行(令和元年9月まで)

			使用料				
室名	使用区分	単位	市民		市民以外の者		
			平日	休日等	平日	休日等	
競技場	午前9時から正午まで		970円	1,450円	1,450円	2,180円	
	午後1時から午後5時まで		1,290円	1,940円	1,940円	2,910円	
	午後6時から午後9時まで		1,130円	1,620円	1,700円	2,430円	
	午前9時から午後5時まで		2,100円	3,240円	3,150円	4,860円	
	午後1時から午後9時まで		2,430円	3,400円	3,640円	5,100円	
	午前9時から午後9時まで		3,240円	4,860円	4,860円	7,290円	
会議室	午前9時から午後9時まで	4時間以内		320円		480円	

備考 1 この表中「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

● 令和元年10月から令和3年9月まで

	使用区分	単位	使用料			
室名			市民		市民以外の者	
			平日	休日等	平日	休日等
	午前9時から正午まで		1,230円	1,850円	1,850円	2,780円
	午後1時から午後5時まで		1,650円	2,470円	2,470円	3,710円
) 競技場	午後6時から午後9時まで		1,230円	1,850円	1,850円	2,780円
^玩 了又 <i>"</i> 勿	午前9時から午後5時まで		2,680円	4,120円	4,020円	6,180円
	午後1時から午後9時まで		3,090円	4,330円	4,640円	6,490円
	午前9時から午後9時まで		4,120円	6,180円	6,180円	9,280円
会議室	午前9時から午後9時まで	4時間以内		410円		610円

備考 1 この表中「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

² この表中「平日」とは、休日等以外の日をいう。

² この表中「平日」とは、休日等以外の日をいう。

● 令和3年10月以降

			使用料			
室名	使用区分	単位	市民		市民以外の者	
			平日	休日等	平日	休日等
競技場	午前9時から正午まで		1,480円	2,220円	2,220円	3,340円
	午後1時から午後5時まで		1,980円	2,970円	2,970円	4,450円
	午後6時から午後9時まで		1,480円	2,220円	2,220円	3,340円
	午前9時から午後5時まで		3,210円	4,950円	4,820円	7,420円
	午後1時から午後9時まで		3,710円	5,190円	5,560円	7,790円
	午前9時から午後9時まで		4,950円	7,420円	7,420円	11,130円
会議室	午前9時から午後9時まで	4時間以内		490円		740円

備考 1 この表中「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

² この表中「平日」とは、休日等以外の日をいう。